

公告

地方自治法第 199 条第 9 項及び東御市監査委員に関する条例第 7 条の規定により、令和 7 年度財政援助団体等監査の結果及び監査意見を別紙のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 24 日

東御市監査委員 北澤 昌雄
東御市監査委員 塩川 壽友
東御市監査委員 高木 真由美

1 監査の目的

財政援助団体において、財政的援助等に係る出納、その他の事務の執行が、その目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。また、財政援助団体に対して東御市主管部課から必要な指示等が適切に与えられているかを目的として実施した。

2 監査の対象

令和6年度の補助金に係る出納状況・決算状況及び会計事務処理等の状況

補助金交付対象団体：特定非営利活動法人 Js 文化フォーラム

【 所管：企画振興部 文化・スポーツ振興課 文化振興係 】

3 監査実施日

令和8年2月4日（水）

4 監査実施場所

東御市文化会館 2階会議室

5 監査事項

・財政援助団体

- (1) 事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- (2) 指定管理料に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか
- (4) 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか
- (5) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか
- (6) 施設管理業務の実施状況、施設の利用状況について
- (7) 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか
- (8) 令和6年度事業報告及び直近2ヵ年の推移状況（書類確認）
- (9) 決算報告書等書類の閲覧
- (10) 施設内における怪我・事故発生の有無と事後対応について

・主管課

- (1) 補助金交付の目的・趣旨は達成されているか
- (2) 補助金交付にいたる決裁文書等関連書類の閲覧
- (3) 財政援助団体から提出された報告書等の閲覧
- (4) 財政援助団体に対する指導監督・協議は適切に行われているか

6 監査内容確認事項及び結果

(1) 指定管理料について

監査にあたり提出された決算諸表・通帳と照合したところ、下記の指定管理料は該当勘定科目に収益計上され正確であることを確認した。

- (2) 令和6年度 特定非営利活動法人 Js 文化フォーラムへの指定管理料・東御市文化会館及び丸山晚霞記念館 74,800,000 円

7 監査における所見及び意見

(1) 指摘事項

- ・なし

(2) 注意事項

- ・なし

(3) 意見・要望事項

- ・大ホールが全体的に老朽化しており、施設の修繕については安全性を最優先にしながら施設の在り方も含めて考えなければいけない。5年、10年後を見越して施設をまとめるなどの措置を今から着手し、早めに動かしたい。
- ・施設の予約システムが、市内の施設ごとに登録をして利用することは不便と感じる。市としてシステムの統合ができると大変よい。